

最近のコロナ感染症対応

～ コロナウイルス抗原定性検査キットの観点から ～

コロナ禍にあって、医療機関の負担軽減や、感染拡大を押さえこむ一方経済活動も維持していく観点から、コロナウイルス抗原検査キット（以後検査キット）の使用が推奨されている。その中で、最近のコロナ感染症患者の療養期間及び濃厚接触者の待機期間の見直しとともに、検査キットの使われ方については以下の通りである。

1 検査キット販売（購入）の原則

- ① 販売時点で疑わしい症状がない事
（ 症状が出た時の検査のために準備しておく ）
- ② 販売時点で症状がある場合は医療機関に相談をする

2 最近の新たな考え方

- ① コロナ検査キットを利用して陽性とした場合
 - i) 65歳以上又は基礎疾患（高血圧や糖尿病等）をお持ちの方は
かかりつけの医療機関にご相談ください
 - ii) 65歳未満、基礎疾患のない方は
下記 配布・登録センターに連絡下さい

◆ 県の検査キット配布・登録センターに申し込めば無料で検査キットが配布される場合があります。

（ 1人1回1キット。症状が出た場合に使用し、陽性とした場合、その結果をセンターに報告、医療機関に受診することなく療養となる ）

- ② 抗原検査キットを利用した待機短縮について
 - i) コロナ陽性で無症状患者において
検体摂取日（陽性と判断された日）から5日目に検査キットで陰性を確認した場合は、6日目に療養解除可能
 - ii) 濃厚接触者において
無症状が前提で
 - ・待機期間は、陽性患者との最終接触日を0日目として、その翌日から5日間
（ 6日目に解除 ）
 - ・但し、2日目と3日目の検査キットにより陰性であれば、3日目に待機解除可能

3 問合せ先

① 検査キットで陽性が出た場合、検査キット配布希望の場合

配布・登録センター

問合せ電話番号 0120-935-395

受付時間 9時～17時

② 相談・受診先に迷う場合

受診・相談センター

問合せ電話番号 077-528-3621

受付時間 24時間

③ 症状のない方

一般電話相談窓口

問合せ電話番号 077-528-3637

受付時間 8:30～17:15

◆ 詳細につきましては 下記滋賀県公式ホームページをご参照ください

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/327059.html>